

**U-CANの知的財産管理技能検定2級  
速習テキスト&予想模試  
法改正等に伴う変更のお知らせ**

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますのでお知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

**【変更をお知らせしている箇所】**

2015（平成27）年11月15日の第22回及び2016（平成28）年3月13日の第23回の知的財産管理技能検定試験に関わるものが予想される箇所についての特許法等の一部を改正する法律（平成26年5月14日法律第36号〔平成27年4月1日施行〕）及び営業秘密管理指針（平成27年1月28日全部改訂）の改訂に伴う法改正等の内容

■「初版 第1刷（2014年8月22日）」をお持ちの方

**災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とするなど、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置として次のような改正がありました。**

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 26	9行目	…この規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を特許出願した日から30日以内に提出することによって、その発明は新規性を喪失しなかったものとみなされます（特30条2項・3項）。	左の「この規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面」を提出する者がその責めに帰することができない理由により出願から30日の期間内に証明書を提出することができない場合は、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6か月以内であれば、証明書を特許庁長官に提出することができる（後の出願とともに。特30条4項）、とされました。
P 49	できたらチェック 問題9	先の出願の日から1年3か月以内に、国内優先権の主張をして後の出願をしなければならない。	原則として先の出願の日から1年3か月以内に、国内優先権の主張をして後の出願をしなければならない。
P 49	できたらチェック 解説9	先の出願の日から1年以内に国内優先権の主張をして後の出願をしなければならない。	原則として先の出願の日から1年以内に国内優先権の主張をして後の出願をしなければならない。
P 53	下から4行目	●出願審査請求は、特許出願の日から3年以内に行わなければならない	左の「3年以内」に出願審査の請求をすることができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2か月以内で出願審査請求期間の経過

			後1年以内に限り、出願審査の請求をすることができる(特48の3条5項)、とされました。
P55	できたらチェック 解説7	出願審査請求は <u>出願日</u> から3年以内に行ななければならない。	出願審査請求は <u>原則</u> として <u>出願日</u> から3年以内に行ななければならない。
P63	欄外の1つ目のプラスワン	もし期間内に納付できない場合には、30日以内の納付期限の延長を請求することができる。	左に加えて、特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により特許料を納付することができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6か月以内に限り、特許料を納付することができる(特108条4項)、とされました。
P66	13行目	特許を拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であれば、拒絶査定不服審判を請求せずに特許出願を分割することができます。	左の「3か月以内」に、その責めに帰することができない理由により新たな出願をすることができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6か月以内に限り、新たな出願をすることができる(特44条7項)、とされました。
P66	18行目	また、特許を拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であれば、特許出願を実用新案登録出願や意匠登録出願に変更することができます(実10条1項、意13条1項)。	左の「3か月以内」に、その責めに帰することができない理由により新たな出願をすることができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6か月以内に限り、新たな出願をすることができる(実10条3項、意153条1項)、とされました。
P67	できたらチェック 問題10	<u>特許を拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であれば、特許出願を実用新案登録出願に変更できる。</u>	<u>原則として特許を拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3か月以内であれば、特許出願を実用新案登録出願に変更できる。</u>
P67	できたらチェック 解説10	実10条 <u>1項</u> 。	実10条 <u>1項・3項</u> 。
P91	下から6行目	また、 <b>出願時</b> に出願料だけでなく、第1年から第3年までの <b>実用新案登録料</b> をあわせて納付する必要があります(実32条)。	左の「出願時」に納付できない場合には、30日以内の納付期限の延長を請求することができます(実32条3項)。さらに、その責めに帰することができない理由によりこの延長された期間内に登録料を納付することができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6

			か月以内に限り、登録料を納付することができる（実32条4項）、とされました。
P103	18行目	…公知となった日から <b>6か月以内</b> に意匠登録出願をして所定の要件を満たせば、新規性を失っていないものとみなされ、意匠登録を受けることができます。	左の場合、この規定の適用を受けられる意匠であることを証明する書面を意匠登録出願の日から30日以内に提出しなければなりません。その書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により、その期間内に証明書を提出することができない場合は、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6か月以内であれば、証明書を特許庁長官に提出することができる（意4条4項）、とされました。
P111	「出願の変更ができる期間」の表の「実用新案→特許」の行の「変更できる期間」の列	出願の日から3年以内	左の「3年以内」に、その責めに帰することができない理由により出願の変更をすることができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6か月以内に限り、出願の変更をすることができる（特46条5項）、とされました。
P111	「出願の変更ができる期間」の表の「意匠→特許」の行の「変更できる期間」の列	出願の日から3年以内または最初の拒絶査定謄本の送達の日から3か月以内	左の「3年以内」に、その責めに帰することができない理由により出願の変更をすることができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内でその期間の経過後6か月以内に限り、出願の変更をすることができる（特46条5項）、とされました。
P112	欄外のプラスワン	期間内に納付できないときは、納付期限の延長（30日以内）を請求することができる。	左に加えて、登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により登録料を納付することができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6か月以内に限り、登録料を納付することができる（意43条4項）、とされました。
P149	5行目	出願人は、登録査定謄本が送達された日から <b>30日以内</b> に <b>登録料</b> を納付して、商標登録原簿に商標権の設定登録を行います（商18条2項）。	左の「30日以内に」登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により登録料を納付することができない場合には、その理由がなくなった日から14日以内で納付期間の経過後6か月以内に限り、登録料を納付することができる（商41条4項）、とされました。

災害（海外のものも含む）等のやむを得ない事由が生じた場合には、迅速な手続期間の延長を可能とするなど、制度利用者の利便性の向上に資する救済措置とともに、優先権制度の国際的調和の観点から、特許出願に係る優先権の主張の補正等に関して、特許法条約（わが国は未加入）の規定に倣って、次のような改正がありました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 48	9行目	<p>● 先の出願の日から<b>1年以内</b>に、後の出願とともに国内優先権の主張をしなければならない（特41条1項）</p> <p>● 国内優先権の主張は、先の出願の日から1年<b>3か月</b>以内であれば取り下げることができる（特42条2項）</p> <p>● 国内優先権の主張の取り下げがなければ、先の出願は1年<b>3か月</b>経過後に取り下げたものとみなされる（特42条<b>1項</b>）</p>	<p>左の「先の出願の日から1年以内」にすることができなかったことについて正当な理由がある場合には、1年2か月以内に限り優先権の主張をすることができる（特41条1項1号）、とされました。また、左の「後の出願とともに」は、後の出願から1年4か月以内に（特41条4項）、とされました。</p> <p>● 国内優先権の主張は、先の出願の日から1年<b>4か月</b>以内であれば取り下げることができる（特42条<b>1項・2項</b>）</p> <p>● 国内優先権の主張の取り下げがなければ、先の出願は1年<b>4か月</b>経過後に取り下げたものとみなされる（特42条<b>1項・2項</b>）</p>
別冊 P 7	問27 肢ア 解説	先の出願の日から <b>1年以内</b> にしなければなりません（特41条）。	原則として先の出願の日から <b>1年以内</b> にしなければなりません（特41条）。
別冊 P 7	問27 肢イ 解説	国内優先権の主張は、先の出願の日から1年 <b>3か月</b> 以内であれば取り下げることが可能です（特42条2項）。	国内優先権の主張は、先の出願の日から1年 <b>4か月</b> 以内であれば取り下げることが可能です（特42条 <b>1項・2項</b> ）。
別冊 P 30	問34 解説1行 目	国内優先権の主張をするためには、 <b>先の出願の日から1年以内</b> に後の出願をしなければなりません（特41条1項1号）。	国内優先権の主張をするためには、 <b>原則として先の出願の日から1年以内</b> に後の出願をしなければなりません（特41条1項1号）。

特許無効審判のほかに、改正により特許異議の申立て制度が創設されました。その概要は次の通りです。

該当頁	該当箇所	変更後
P 87	下から3行目 （(1) 特許無効審判の請求）の部分及びP 88の欄外のプラスワン	<p>（1）特許異議の申立て</p> <p>審査の段階では発見されていなかった新規性・進歩性を否定する資料が発見されるなど、誤って特許権が与えられたと考えられる場合には、「特許異議の申立て」をすることができます。これは、当事者間の具体的紛争を解決することを主な目的とするものではなく、特許の早期安定化を図り特許に対する信頼性を高めるという公益的な目的によるものです。特許異議の申立てによって取消決定が確定すると、その特許権は初めから存在しなかったものとみなされます（特113条、114条）。次の点がポイントです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>だれでも</b>請求することができる</li> <li>・ 特許掲載公報発行の日から6か月以内に行う（権利の消滅後は不可）</li> <li>・ 書面審理（口頭審理は不可）</li> </ul> <p>（2）特許無効審判</p>

		<p>特許異議の申立てに似た制度として「特許無効審判」がありますが、こちらは特許の有効性に関する当事者間の紛争解決を図ることを目的としています。そのため、特許権侵害で訴えられている者等の利害関係人でなければ請求することができませんが、設定登録後はいつでも請求することができます。「無効審判」がなされると、原則としてその特許権は初めから存在しなかったものとみなされます。特許異議の申立てと無効審判の請求が両方された場合は、その先後に関わらず、原則として、無効審判を優先して審理します。両者を併合して審理することはありません。次の点がポイントです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>利害関係人に限り</b> 請求することができる</li> <li>・ 特許権の消滅後でも請求することができる</li> <li>・ 原則として口頭審理（書面審理も可）</li> </ul>	
該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 78	欄外 用語 訂正審判の6行 目	無効審判を請求されて特許が無効にされるのをあらかじめ防ぐ等のために利用される。	無効審判を請求されて特許が無効にされる、または特許異議の申立ての結果、特許を取り消されるのをあらかじめ防ぐ等のために利用される。
P 302	問29 肢ウ 問題	特許無効審判の請求は、 <u>利害関係人でなければ</u> することができない。	特許無効審判の請求は、 <u>だれでも</u> することができる。
別冊 P 8	問29 肢ウ 解説	<u>利害関係人でなくても、原則としてだれでも</u> 請求することができます（特123条2項）。	<u>利害関係人でなければ</u> 請求することができません（特 123 条 2 項）。

企業ニーズの顕在化及び保護による実益を考慮して、「商標」の定義等が次のように改正されました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 133	1行目	<p><b>2条</b>（定義等）</p> <p>1 この法律で「商標」とは、<b>文字、図形、記号</b>若しくは<b>立体的形状</b>若しくはこれらの結合又はこれらと<b>色彩との結合</b>（以下「<b>標章</b>」という。）であって、次に掲げるものをいう。</p>	<p><b>2条</b>（定義等）</p> <p>1 この法律で「商標」とは、<u>人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩</u>又はこれらの<b>結合、音</b>その他政令で定めるもの（以下「<b>標章</b>」という。）であって、次に掲げるものをいう。</p>
P 133	10行目	<p>商標は、<b>文字・図形・記号・立体的形状</b>、これらの結合、またはこれらと<b>色彩との結合</b>でなければなりません。このため「<b>色彩</b>」のみでは商標といえません。「<b>匂い</b>」や「<b>音</b>」またはこれらと上記のものとの結合も含まれません。</p>	<p>従来は、<u>文字・図形・記号・立体的形状</u>といった視認することができるものだけが保護の対象になっていて、<u>図形等と結合しない色彩のみの商標も認められていません</u>でしたが、平成26年の法改正により、<b>動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標</b>が保護対象に加えられました。</p>



P 133		「商標の種類」の表に以下のものが追加されます。	
		<b>動き商標</b>	文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 例) テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など
		<b>ホログラム商標</b>	文字や図形がホログラフィーその他の方法により変化する商標 例) 見る角度によって変化して見える文字や図形など
		<b>色彩のみからなる商標</b>	単色または複数の色彩の組み合わせからなる商標 例) 商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など
		<b>音商標</b>	音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 例) CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など
	<b>位置商標</b>	図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標 例) コンピューターのキーボード上の赤色のコントローラーなど	
P 136	できたらチェック 解説3	文字・図形・記号・立体的形状に色彩を結合させたものは標章となるが、色彩のみでは標章として成立しない。	この他に音や動き、色彩のみからなるものも標章として成立する。
P 136	できたらチェック 解説5	「匂い」や「音」などは商標となる「標章」に該当しない。	「音」は商標となる「標章」に該当するが、香水の香りなどの「匂い」は商標となる「標章」に該当しない。
P 138	下から9行目	③産地や品質等を普通に表示した商標(3号) その商品の産地、販売地、品質、原材料、 <u>効能、用途、数量、形状(包装の形状を含む)、価格、生産もしくは使用の方法・時期、またはその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格、提供方法・時期を「普通に用いられる方法」で表示しただけの商標です。</u>	③産地や品質等を普通に表示した商標(3号) その商品の産地、販売地、品質、原材料、 <u>効能、用途、形状(包装の形状を含む)、生産もしくは使用の方法・時期その他の特徴、数量、価格またはその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法・時期その他の特徴、数量、価格を「普通に用いられる方法」で表示しただけの商標です。</u>
P 141	13行目	(4) <u>不可欠な立体的形状のみからなる商標(18号)</u> 商品または商品の包装の形状であって、 <u>その商品または商品の包装の機能を確保するため不可欠な立体的形状のみからなる商標は登録できません。このような立体的形状の商標登録を認めると、その商品や包装についての生産・販売の独占を事実上認めることになるからです。</u>	(4) <u>商品等が当然に備える特徴のみからなる商標(18号)</u> <b>商品等が当然に備える立体的形状、色彩または音といった特徴</b> (「自動車のタイヤ」の黒の色彩、「焼肉の提供」における肉の焼ける音など) <u>のみからなる商標は登録できません。このような商標登録を認めると、その商品や包装についての生産・販売の独占を事実上認めることになるからです。</u>
P 146	4行目	(4) 商標登録出願に必要な書類(商5条1項) 商標登録出願するときは、所定事項を記	(4) 商標登録出願に必要な書類(商5条1項・4項) 商標登録出願するときは、所定事項を記

		載した「願書」に必要な書面を添付して特許庁長官に提出します。	載した「願書」に必要な書面を添付して特許庁長官に提出します。 <u>そして、新たに追加された商標については、その商標の詳細な説明も願書に記載します。特に、音の商標の場合はその音を記録した物件（CD等の光ディスク）の提出が必要です。</u>
P 159	6行目	④ <u>商品または商品の包装の形状であって、その商品または商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標を他人が使用する場合（5号）</u>	④ <u>商品、商品の包装または役務（役務の提供に用いる物）が当然に備える特徴（立体的形状、色彩または音）のみからなる商標を他人が使用する場合（5号）</u>

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に我が国も加入しました（平成 27 年 5 月 13 日発効）。ジュネーブ改正協定における手続の概要は次の通りです。

該当頁	該当箇所	変更後	
P 182	14 行目（③ハーグ協定）	<p>③ハーグ協定のジュネーブ改定協定</p> <p>WIPO の国際事務局が管理する意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした国際条約であり、意匠について、一つの国際出願手続により国際登録簿に国際登録を受けることによって、複数の指定締約国における保護を一括で可能とするものです。</p> <p>出願人が WIPO 国際事務局に対して出願をすると（国際出願）、方式審査を経て、WIPO 国際事務局が管理する国際登録簿にその国際出願の内容が記録され（国際登録）、国際登録された意匠は、その後、所定期間が経過すると公表されます（国際公表）。国際出願は、WIPO 国際事務局に対して直接行うことも（<b>直接出願</b>）、自国の官庁を経由して行うことも（<b>間接出願</b>）できます。</p> <p>国際出願がされると、国際登録日から原則として <b>6 か月後</b> に国際公表されます。そして、<b>実体審査国</b> では、国際公表後 <b>12 か月以内</b> に審査を行い、登録されれば権利が発生します。一方、登録の<b>無審査国</b> では、国際公表がされた時点で権利が発生します。</p>	

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
別冊 P 2	解答一覧 問8	<u>イ</u>	<u>イ・エ</u>
別冊 P 4	問8 解答	<u>イ</u>	<u>イ・エ</u>
P 295	問8 肢イ 問題	ハーグ協定に基づく国際出願がされると、 <u>出願日から6カ月後に国際公開がなされ、実体審査国では、国際公開がされた時点で権利が発生する。</u>	ハーグ協定のジュネーブ改定協定に基づく国際出願がされると、 <u>国際登録日から原則として 6 か月後に国際公表がなされ、実体審査国では、国際公表がされた時点で権利が発生する。</u>
別冊 P 4	問8 肢イ 解説	実体審査国では、 <u>国際公開後の審査の後に登録されたとき、権利が発生します。</u>	実体審査国では、 <u>国際公表後の審査の後に登録されたとき、権利が発生します。</u>
P 295	問8 肢エ	日本はベルヌ条約には加盟しているが、 <u>ハ</u>	日本はベルヌ条約には加盟しているが、 <u>ハ</u>

	問題	ハーグ協定には加盟していない。	ハーグ協定のジュネーブ改定協定には加盟していない。
別冊 P4	問8 肢エ 解説	○ ハーグ協定に関しては加盟を検討中です。	× ハーグ協定のジュネーブ改定協定にもわが国は加入しました。

営業秘密管理指針が平成 27 年 1 月 28 日に全部改訂されました。この指針の概要は以下の通りです。

該当頁	該当箇所	変更後
P 251	19 行目(④営業秘密の流出防止措置)以降～ P 254 まで	<p>この指針は、不正競争防止法によって差止め等の法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものです。</p> <p>そこでは、営業秘密の性質を踏まえた上で、営業秘密の秘密管理性の要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象(情報の範囲)が従業員等に対して明確にされることによって、従業員等の予見可能性、ひいては、経済活動の安定性を確保することにあるとし、秘密管理性の要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思(特定の情報を秘密として管理しようとする意思)が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、従業員等が秘密管理意思を容易に認識することができるようにする必要があります。</p> <p>そして、秘密管理措置の具体例として、①紙媒体の場合、②電子媒体の場合、③物件に営業秘密が化体している場合、④媒体が利用されない場合、⑤複数の媒体で同一の営業秘密を管理する場合を挙げて説明し、営業秘密を企業内外で共有する場合の秘密管理性の考え方を示しています。</p> <p>また、営業秘密のほかの要件である有用性、非公知性についてもその考え方を示しています。</p>
P 317	問 30	上記のような営業秘密管理指針の全部改訂により、問題自体を削除します。

弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等を図るため、次のような改正がありました。

該当頁	該当箇所	変更前	変更後
P 286	下から9行目	弁理士法の目的は、「 <u>弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資すること</u> 」とされています(弁1条)。	弁理士の使命は、「 <u>知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資すること</u> 」とされています(弁1条)。
P 287	欄外 用語の特許業務法人	弁理士業務を組織的に行うことを目的として、弁理士が共同して設立した法人のこと(弁2条6項)。	弁理士業務を組織的に行うことを目的として、弁理士が共同して設立した法人のこと(弁2条7項)。平成26年の法改正により、弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続代理の追加、発明等の保護に関する相談に 응ずること等について明文化された(弁4条1項)。
P 287	下から2行目	…次のページの通りです(弁2条4項)。	…次のページの通りです(弁2条5項)。



P289	欄外 先生の コメント	<p>なお、弁理士法31条の1号と2号の規定は、弁理士個人を対象としたものです。特許業務法人についても同様の規定があり、それが6号と7号です。1号と6号、2号と7号をセットで読むと理解しやすいでしょう。</p>	<p>なお、弁理士法 31 条の 1 号と 2 号の規定は、弁理士個人を対象としたものです。特許業務法人についても同様の規定があり、それが 6 号と 7 号です（<u>その社員・使用人として自ら関与した場合に限る</u>）。1 号と 6 号、2 号と 7 号セットで読むと理解しやすいでしょう。</p>
------	----------------	---	---